

「このとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 4）
（検証対象期間：平成20年4月1日～平成20年6月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「このとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、匿名性の保持に配慮しつつ一定の努力がなされており、今後も引き続き個別の運用状況の中・長期的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

- ① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。
- ② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的であり、慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4～6月に合計147件の相談が寄せられるなど、病院としての相談業務に取り組んでおられる。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。しかし、今後、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 利用状況の公表について

利用状況については、1年を単位とし16項目について公表を行ったところであるが、今後、更なる社会的検証につなげていくために、公表の時期や内容等について、改めて検討することとする。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご」専門部会

第4次会议

・開催日時：平成20年7月23日（水）14：00～16：00

（委員名簿）

氏 名	役 職	分 野
恒成 茂行	熊本大学大学院名誉教授	法医学（部会長）
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法 律
三淵 浩	熊本大学大学院准教授	小児科